

## 平成27年度 茅ヶ崎市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施方針

この「平成27年度 茅ヶ崎市地域包括支援センター（以下「センター」という）における包括的支援事業の実施方針」は、介護保険法第115条の47に基づき、市が包括的支援事業の実施を委託する法人に対し、包括的支援事業を実施するために必要な方針を示すものである。

### 1. 茅ヶ崎市の地域包括ケアシステムの構築方針

高齢者の個人の尊厳を重んじ、個々の有する能力に応じた自立した生活を営むことができるよう「第6期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の基本理念に基づいて、地域包括ケアの充実に向けた包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指していくものとする。

### 2. 専門職及び職位における業務の実施方針

センターに配置される保健師等、社会福祉士及び主任介護支援専門員はその領域における専門性を発揮し、地域住民に対して地域包括ケアを提供するために、相互の業務理解、情報の共有、相互の助言を行うことにより、共通の支援目標を定め、連携して対応を行う。

センターに配置される管理責任者は、専門職が期待される役割を果たせるように、目的や目標の共有、課題認識の共有、事業計画の策定と進行管理などを通して、必要な支援や管理を行う。

### 3. 地域包括支援センター職員の人材育成の方針

センターを運営する法人の人材育成の仕組みに加え、「茅ヶ崎市地域包括ケア充実のための人材育成システム」を活用し、個々の専門職としての資質を高め、組織力の向上を目指した人材育成に取り組むものとする。

### 4. 地域の力に応じて促進すべき事項を抽出する業務の方針

センターは高齢者のニーズや課題を日ごろの活動により把握するとともに過去において行った調査等を参考にし、担当地区内における地域特性や実情に即した課題の抽出を行い、促進すべき業務や取り組みについて茅ヶ崎市と検討・分析する。

### 5. 地区における多様なネットワークの構築の方針

センターは自らの専門性と役割を明確にし、地域ケア会議の開催を行う。

センターは介護事業者・医療機関・地区社会福祉協議会・地区ボランティアセンター・福祉相談室・民生委員などの関係機関や地域住民との連携を図り、信頼関係を築くものとする。

地域との連携に際しては、センターの保健師等・社会福祉士・主任介護支援専門員がそれぞれに専門職としての見解から発言し、センター内及びセンター相互において理念や方針を確認した上で、チームとして地域のネットワークづくりに取り組むものとする。

### 6. 介護支援専門員に対する支援の実施方針

センターは介護支援専門員が適切なケアマネジメントを行うことを支援するため、以下の項目について、専門職部会の活用、センター内及びセンター相互の職員の連携並びに「茅ヶ崎市地域

包括ケア充実のための人材育成システム」の活用により取り組むものとする。

#### ①関係機関との連携体制構築支援

センターは茅ヶ崎市介護サービス事業者連絡協議会の介護支援専門員部会と協力し、連携に関する介護支援専門員のニーズを把握し、関係機関に関する情報提供・周知・意見交換をしやすい場の設定などを行うこととする。

また、関係機関と必要な情報を共有するためのルール作り等に取り組むものとする。

#### ②介護支援専門員同士のネットワーク構築支援

センターは地域ケア会議や勉強会の活用、茅ヶ崎市介護支援専門員部会の活動支援等により、介護支援専門員同士、主任介護支援専門員同士の連携を深めるものとする。

また、居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員と協働し、地域の介護支援専門員を支えることができるネットワークの構築を目指すものとする。

#### ③介護支援専門員の実践力向上支援

センターは介護支援専門員に必要な知識や技術、倫理観や価値観を明らかにし、研修・事例検討会・ケアプランの振り返りなどの方法により、ケアマネジメントの実践力を高め、介護支援専門員の質の向上を目指すものとする。

#### ④個別ケースに関する介護支援専門員へのサポート

センターは個別ケースへの対応の際には、センターの役割や立ち位置を意識し、支援チームの一員として、また支援チーム全体へのサポートなどの必要な役割を担うことで、利用者が包括的・継続的ケアマネジメントを受けることができ、地域でその人らしい生活を維持することができるようにサポートする。

### 7. 茅ヶ崎市（基幹型地域包括支援センター）との連携方針

#### ①茅ヶ崎市との連携

センターはその業務の円滑な実施のために行政の関係部署との連携を図り、信頼関係の構築に努めることとする。

センターは予防給付における要支援認定者の状態改善や悪化の予防のため、高齢福祉介護課と連携を図り、円滑なサービスの提供に努めることとする。

#### ②茅ヶ崎市基幹型地域包括支援センターとの連携

センターは基幹型地域包括支援センターより、その業務に必要な人材育成、事業評価を通じた助言及び関係機関との調整などにおいて後方支援を受けられるものとする。

#### ③茅ヶ崎市福祉事務所との連携

センターは個別ケースの支援にあたり、日頃より福祉事務所ケースワーカー等が担う福祉機能の理解に努めるとともに、お互いの役割を意識した上で連携・協力を図り、課題の解決に努めることとする。

### 8. 地域包括支援センター相互の連携方針

センターは日頃より相互に情報や支援方針などの連携を図ることにより、どの地区に住む高齢者であっても同様の支援が受けられる体制の構築を目指すこととする。

#### 9. 公正・中立性確保のための方針

地域包括支援センターは茅ヶ崎市の介護保険制度をはじめとする介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、特定の事業者等に対し不当に偏った活動を行うことなく、公正で中立性の高い事業運営を行うものとする。

地域包括支援センターはその運営費用が市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行うものとする。

#### 10. その他地域の実情に応じて運営協議会が必要であると判断した方針

運営協議会において地域で実施する必要性が高いと判断された事項について、方針として掲げるものとする。